

政令第 号

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令の一部改正）
第一条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中心市街地の活性化に関する法律施行令

第一条第一項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第四条第三項第三号」を「第七条第一項第五号」に改め

、同条第二項中「第四条第三項第六号」を「第七条第一項第八号」に改める。

第七条を削る。

第六条の見出し中「交通施設等」を「都市福利施設等」に改め、同条中「第七条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出し中「交通施設等」を「都市福利施設」に改め、同条中「第七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第四条を削る。

第三条中「第四条第四項第五号イ」を「第七条第九項第四号イ」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（中心市街地活性化協議会を組織することができる者の要件）

第五条 法第十五条第一項第一号ロに規定する会社についての政令で定める要件は、当該会社が株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市町村（組織しようとする中心市街地活性化協議会に係る中心市街地をその区域に含む市町村をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百

分の三以上であること、持分会社である場合にあってはその社員のうちに市町村があることとする。

2 法第十五条第一項第二号口の政令で定める要件は、公益法人である場合にあっては財団法人であつてその基本財産の全部若しくは一部が市町村により拠出されていること又は社団法人であつてその社員のうちに市町村があること、特定会社である場合にあっては株式会社であつて総株主の議決権に占める市町村の有する議決権の割合が百分の三以上であること又は持分会社であつてその社員のうちに市町村があることとする。

第二条中「第四条第四項第三号」を「第七条第九項第二号」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（特定会社の要件）

第二条 法第七条第七項第七号の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主（株主総会において議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下この条、第五条並びに第十条第五項第二号及び第六項第一号において同じ。）の議決権に占める中小企業者以外の会社（以下この条及び第十条第六項第一号において「大企業者」という。）の有する議決権の割合が二

分の一未満であること（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において、総株主の議決権に占める大企業者の有する議決権の割合が二分の一未満となることが確実と認められること）、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第五条及び第十条第五項第二号において同じ。）にあつてはその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める大企業者の割合が二分の一未満であることとする。

第八条を次のように改める。

（中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助）

第八条 法第三十条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用（共同住宅の建設に係るものに限る。）のうち共同住宅の共用部分及び入居者の共同福祉のため必要な施設であつて国土交通省令で定めるもの（以下この条及び次条において「共同住宅の共用部分等」という。）に係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が共同住宅の共用部分等に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額

）に二分の一を乗じて得た額とする。

第十条を削る。

第九条の見出しを「（中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要な要件）」に改め、同条第一項中「第二十条第四項」を「第四十条第四項第四号」に、「第二十一条第三項」を「第四十一条第三項」に、「第四条第五項第一号」を「第七条第七項第一号」に改め、「に係る中小小売商業高度化事業計画」を削り、同項第二号中「第四条第三項第二号から第五号までの一に」を「第七条第一項第二号から第七号までのいずれかに」に改め、同条第二項中「第二十条第四項」を「第四十条第四項第四号」に、「第四条第五項第二号」を「第七条第七項第二号」に改め、「に係る中小小売商業高度化事業計画」を削り、同条第三項中「第二十条第四項」を「第四十条第四項第四号」に、「第四条第五項第三号」を「第七条第七項第三号」に改め、「に係る中小小売商業高度化事業計画」を削り、同条第四項中「第二十条第四項」を「第四十条第四項第四号」に、「第四条第五項第四号」を「第七条第七項第四号」に改め、「に係る中小小売商業高度化事業計画」を削り、同条第五項中「第二十条第四項」を「第四十条第四項第四号」に、「第四条第五項第五号及び第六号」を「第七条第七項第五号及び第六号」に改め、「に係る中小小売商業

高度化事業計画」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 法第七条第七項第六号に掲げる会社にあつては、株式会社であつて総株主の議決権に占める中小小売商業者の有する議決権の割合が十分の七以上であること又は持分会社であつてその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める中小小売商業者の割合が二分の一を超えていること。

第九条第五項第三号中「第四条第五項第五号」を「第七条第七項第五号」に改め、同項第四号中「第四条第五項第六号」を「第七条第七項第六号」に改め、同条第六項中「第二十条第四項」を「第四十条第四項第四号」に、「第四条第五項第七号」を「第七条第七項第七号」に改め、「に係る中小小売商業高度化事業計画」を削り、同項第一号中「第四条第五項第七号」を「第七条第七項第七号」に改め、「特定会社が」の下に「株式会社であつて」を加え、「にあつては」を「には」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ 当該特定会社の株主のうち、その有する議決権の総株主の議決権に占める割合が最も高いものが、大企業者でないこと。

ハ 当該特定会社の株主のうち、その有する議決権の総株主の議決権に占める割合が経済産業省令で

定める割合以上であるものが、いずれも大企業者でないこと。

第九条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用の補助)

第九条 法第三十四条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用のうち共同住宅の共用部分等に係る費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

第十一条中「第二十六条第五項」を「第四十三条第五項」に改める。

第十二条の見出し中「貨物運送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に改め、同条中「第三十条第五項」を「第四十七条第五項」に改める。

第十三条中「第十六条第四項、第十七条第一項及び第二項、第二十九条並びに第三十六条」を「第三十九条第一項、第四十条第四項、第四十一条第一項及び第二項、第四十六条並びに第五十条」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地)

第十三条 法第五十二条第三号の政令で定める土地は、次のとおりとする。

一 道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

三 法第五十二条第二号に規定する施設の整備に関する事業の用に供する土地

四 中心市街地の区域内において行われる前三号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法施行令の廃止)

第二条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法施行令(平成三年政令第百八十五号)は、廃止する。

(地方税法施行令の一部改正)

第三条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第三十五項を同条第三十七項とし、同条第三十四項を同条第三十六項とし、同条第三十三項

中「及び第三十六項」を削り、同項を同条第三十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

35 第三十三項の規定は法附則第十一条第三十六項に規定する政令で定める規模について、前項の規定は

同条第三十六項に規定する認定整備事業で政令で定めるものについて準用する。

附則第七条第三十二項の次に次の一項を加える。

33 法附則第十一条第三十五項に規定する政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。

(土地区画整理登記令の一部改正)

第四条 土地区画整理登記令(昭和三十年政令第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地法」という。) 第七条第一項」を「中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。) 第十六条第一項」に改める。

第十四条中「中心市街地法第七条第一項」を「中心市街地活性化法第十六条第一項」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第五条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように

改正する。

第八条（見出しを含む。）中「特定中心市街地」を「認定中心市街地」に改める。

第十条の見出し中「防災街区整備推進機構」の下に「及び中心市街地整備推進機構」を加え、同条中「防災街区整備推進機構」の下に「及び同項第二号の政令で定める中心市街地整備推進機構」を加える。

（電源開発促進対策特別会計法施行令の一部改正）

第六条 電源開発促進対策特別会計法施行令（昭和四十九年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十七号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地であつて同法第六条第一項に規定する基本計画において定める区域」を「中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十条第一項に規定する認定中心市街地」に、「第四条第一項」を「第七条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第七条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「」内又は「を」内、「」に改め、「区域内」の下に「又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内」を加え、同号ロ中「都市再生整備計画の区域内」の下に「若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内」を加える。

附則第一条の二及び第一条の三第二項中「」内又は「を」内、「」に改め、「都市再生整備計画の区域内」の下に「又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内」を加える。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十一号を次のように改める。

十一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第八項に規定する特定商業施設等整備事業（同条第二項に規定する商業基盤施設を整備する事業に限る。）で同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて行われるもの

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第九条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「〇・五ヘクター」の下に「（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業にあつては、〇・二ヘクター）」を加える。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

第十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

（総務省組織令の一部改正）

第十一条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十四条第四号を削る。

（経済産業省組織令の一部改正）

第十二条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第八号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改める。

第九十条第四号を削り、同条第五号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一

体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とする。

第六十二条第四号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十三条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十一号及び第四十七条第五号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第四条第四項第五号」を「第七条第九項第四号」に改める。

第八十六条第五号を削り、同条第六号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「総合政策局、自動車交通局」を「他局」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日（平成十八年八月二十二日）から施行する。

理由

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴い、中心市街地活性化協議会を組織することができる者に関する要件の細目を定める等、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。